

特定技能制度の ご案内

日本在留中の切替が
おすすめ！

技能実習生にこれからも自社で働いて欲しいと思いませんか？
特定技能制度を活用すれば、あと5年間、実習生に継続して働いてもらうことができます！

建設分野では、特定技能外国人の受入事業を行うため、平成31年4月、専門工事業団体と元請建設業者が（一社）建設技能人材機構（JAC）を設立しました。

技能実習から特定技能への移行には こんなメリットがあります！

- 技能実習時と同じ職種で働くのであれば、技能評価試験や日本語試験を受ける必要なし
- 受入企業が一定の要件をみたせば、登録支援機関を介さなくてもよい（※1）ので、監理費の削減ができる
- 建設分野では、JACや（一財）国際建設技能振興機構（FITS）が企業や特定技能外国人をサポート（相談・苦情、非自発的転職支援等）
- 実習生が日本にいる間に「特定技能」へ切り替えれば、費用負担を抑えられます（ベトナムの場合）
- 優秀な外国人には、将来的に特定技能2号として在留期間の更新期限なしで就労してもらうことが可能
- 「特定技能1号」への切替え手続きに時間がかかりそうでも、4カ月間は特定活動の資格で就労できるから安心（※2）

（※1） 受入企業が必要な支援体制を有していない場合は登録支援機関に全部委託をする必要がある

（※2） 新型コロナウイルス感染症の影響がある場合

詳しくは、JACまでお問合せください！